

県民所得統計の発展と県民所得標準方式(終)

後藤 文治

目次

- 一 序言——この研究ノートとりまとめの主旨
- 二 国民所得統計との関連からみた県民所得統計発展の意義と重要性
- 三 県民所得統計の発展過程
- 四 県民所得標準方式とその策定の経緯
(以上第十八巻第五・六号掲載)
- 五 県民所得の新標準方式とその特徴
 - 1 改訂の契機となった諸事情
 - 2 改訂作業を進めるにあたっての基本方針
 - 3 新標準方式に要請された必要条件
 - 4 改訂の具体的な方向と目標
 - 5 改訂作業の経過
 - 6 新標準方式の内容と新旧比較からみた特徴
(以上第十九巻第四号掲載)
- 六 新標準方式による県民所得推計の発展の現状
- 七 県民所得統計整備発展の現到達点と残された諸課題
 - 1 新標準方式による県民所得推計への移行
 - 2 新標準方式による県民所得推計実施の現況
 - 3 県民所得の推計結果と国民所得との比較
 - 4 県民所得統計の利用の状況
 - 5 県民所得統計関連の地域経済諸統計発展の現状
(以上第二十巻第四号掲載)
- 八 結言
(以上本号掲載)
- 九 県民所得統計整備発展の現到達点と残された諸課題

この研究ノートのとりまとめが、種々の事情により一時中

断されていた、この二〜三年の間に、新標準方式移行のための県民所得推計改訂作業は、全県にわたり、鋭々として進められ、年毎に推計結果の公表をみるに至っている。つまり、現在においては、従前の旧方式に対する新方式としての、いわゆる新標準方式なるものは、もはや現行方式としての地歩を占めるに至っており、各県の県民所得推計は、旧に代わる新標準方式を公式の現行標準方式とする軌道に名実ともに乗り移り、経常的に整備発展を推進していくべき新しい発展段階をすでに足並み揃えて歩んでいるのである。

この研究ノートは、もともと県民所得統計発展の経緯を新標準方式策定完了ないし発足の時期までに限ってとりまとめる予定であったのであり、すでに前章においては、新標準方式発足直後の各県民所得推計作業の現状について述べたところであるが、右述のように、新標準方式が名実とともに現行標準方式としての軌道を本格的に歩み始めるに至った現在の段階で、あらためて、今次の画期的な改訂実施後の各県県民所得統計整備発展の現到達点を見直すとともに、新標準方式移行による画期的改訂一段落のあとを受けて、よりいっそうの整備発展の推進のために、引き続き残されている基本的な

諸課題を列挙して概略を説明し、本研究ノートのとりまとめを一応ここで打ち切ることとする。

なお、最近、経済企画庁経済研究所国民所得部(以下、国民所得部と略称)においては、新標準方式による県民所得推計の改訂作業が、昭和四十六年度分推計完了を期として一応一段落し、過去の時系列に遡及した改訂作業の成果もまた一応可能な範囲での整備を達成したものとみなして、膨大な新県民所得統計資料(注)を編集するに至ったが、これは、新標準方式移行後の県民所得統計整備発展の現到達点を統計面から具体的に示す一大道標として、とくに注目されるべきものである。

この研究ノートのとりまとめのうえでは、右記の統計資料の利用による県民所得統計の計数的な分析、検討に及んでいく余裕はないが、同資料所載の概述編をはじめ、国民所得部調査の関係資料、各県の県民所得報告、さらに国民所得部の指導者および各県の推計当事者等からの聴取事項等を参照しながら、もっぱら統計作成の実情の解説に主眼を置いた。

(注) この統計資料は、国民所得部監修のもとに、「県民所得統計」(至誠堂発行)として、最近刊行された。

1 県民所得統計整備発展の現到達点

さきに第六章執筆の際には、新標準方式による県民所得推計改訂作業の進捗状況を、昭和四十四年度分推計終了時現在の段階でとりまとめたわけであるが、その後二、三年を経過した現在の時点から振り返ってみると、それは、もはや今次の画期的改訂作業の中間過程における過渡的成果を示したものに過ぎないものとなった。すなわち、その後を受けて、各県においては、さらに本格的な改訂作業が精力的に進められ、昭和四十六年度分推計結果の公表を全県残らず終了するに至った現在においては、統計系列整備のうえで、量的にも、質的にも予想以上の実績を挙げるに至っており、恐らく各県の推計作業の前提をなしている現実的諸条件からみると、当面これ以上多くのことを今直ちに望み得ないであろうという段階にまでほぼ到達したものと、当の推計当事者からは考えられているようである。

いま、このような県民所得統計整備発展の現到達点をよりいっそう具体的に観察するために、以下に挙げる8項目に分けて、今少し詳細に説明することとする。

県民所得統計の発展と県民所得標準方式(終)(後藤)

(1) 新標準方式の計算体系による推計実施の状況

新標準方式の計算体系は、大別して、主要系列表と基本勘定表に分けられるが、それらの別に、各県における推計実施の状況を、推計対象としては最近年次である昭和四十六年度分について、一覽表にまとめて表示すれば、第1表に示すとおりである。

この表から、まず主要系列表の推計実施の状況についてみると、県民所得の循環の3局面を示す3所得系列のうち、「産業別県内純生産」と「県民所得の分配」の2系列については、全県残らず推計を実施しているが、新標準方式において新たに加えられた系列である、「県民総支出」および「実質県民総支出」の2支出系列については、現在なお、前者は2県、後者は5県が推計未実施のままで残されている。

しかし、県民所得の支出系列の推計の実施については、当初、もともと多大の困難を伴なうと予想されたところであった、新標準方式がマキシマム・スタンダードとして発足後、このような短い年数のうちに、ほとんど全県とっていいほどの大多数の県で兎に角にも推計実施にまで漕ぎつけるとは、当初においてはむしろ考え得られなかったことである。なお、

第1表 全国各県別新標準方式による県民所得推計実施の状況

(○印は実施, ×印は未実施または未公表を示す) (昭和46年度分公表時現在)

県名	主要所得系列				基本勘定							外定
	産業別 県内純生産	別所得 県産分	民の配 県民支出	実質 県民支出	県内総 生産と 総支出	所得 勘定	個人 勘定	財助 勘定	政定 勘定	資形 勘定	本成 勘定	
北海道	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
青森県	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
宮城県	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
秋田県	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
茨城県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
群馬県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
千葉県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富山県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福井県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
愛知県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三重県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
滋賀県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都府	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大阪府	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
徳島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
香川県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高松県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
愛媛県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高知県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福岡県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐賀県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
熊本県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大分県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(実施県数)	46	46	44	41	44	45	46	42	42	42	42	42
(参考)沖縄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

残された未実施の県といえども、遠からず推計実施をみるに至るものと推測されている。

因みに、支出系列についての推計の実施は、それ自身、県民経済の分析の面で、かねてから待望されていた需要分析に寄与するばかりでなく、生産・分配の2系列についての推計の実施と相俟って、県民所得の循環構造を組織的に一貫して把握することを可能ならしめ、さらには、あとで述べる基本勘定の作成を可能ならしめるうえにも直結して寄与するものである。したがって、その推計実施の開発の意義は、極めて大きく、新標準方式策定の面でも、もっとも重要視して検討されてきた問題であった。

そのほかの主要系列表に「個人所得」と「個人支出」の2系列があるが、これらの系列については、旧標準方式当時より全県にわたって推計の実施をみている。両者は当時から受け払いのバランスの形式で、いわば個人勘定として仕組まれていた。

つぎに、基本勘定表の作成実施の状況についてみると、まず総括勘定である「県内総生産と総支出勘定」については、前述の主要系列表のなかの「県民総支出」の場合と軌を一に

して、僅かに二県だけが未実施の状況にある。五つの個別勘定については、「個人勘定」は右述のごとく、旧標準方式当時から全県残らず作成実施をみており、「所得分配勘定」は1県、「財政勘定」・「資本形成勘定」・「県外勘定」はいずれも4県が作成未実施となっている。

これら基本勘定表の全般的採用は、新標準方式において初めてのことであり、またその最も大きな特色をなすものであるが、それらの作成実施については、第一に「県民総支出」の推計実施について述べたところと軌を一にする困難性を含むのみならず、さらに各主要系列相互間の関連の追求に対する困難性も加わって、当初においては、それらの作成実施は一般にかなりの試算・検討期間を要するものと考えられていたところである。しかるに、このことについては、第6章記述の際にもすでに述べたごとく、各県がいち早く実現に乗り出したこと、なかならず、他の諸県に比べてむしろ格段に大きな問題点と困難性を抱えているとみられる、東京都をはじめとする大都市県が、他県にさきかけていち早く、主要系列表の推計実施に引き続き、基本勘定表の全般についての作成を目指して鋭意努力し、早期に結果公表を行なうまでに漕ぎ

第2表 遡及改訂推計実施の状況（昭和46年度分公表時現在）

(a) 主要系列表

1. 県内純生産 2. 県民所得の分配 3. 県民総支出 4. 実質県民総支出 5. デフレータ

遡及年度 県数									
30年度	4	30年度	4	30年度	3	30年度	2	30年度	2
35年度	16	35年度	16	35年度	10	35年度	9	35年度	9
38年度	2								
39年度	1								
40年度	23	40年度	23	40年度	24	40年度	24	40年度	24
合計	46	合計	46	44年度	3	41年度	1	41年度	1
				45年度	1	44年度	2	44年度	2
				未推計	2	未推計	5	未推計	5
				合計	46	合計	46	合計	46

40年度までは全県
35年度までは20県
(43%)

県内純生産に同じ

40年度までは40県
(87%), 35年度ま
では13県(28%),
45年度まで1県,
未推計が2県

40年度まではそれ
ぞれ38, 39県 (83
~85%), 35年度
までは11, 12県,
44年度まで, およ
び未推計が7, 8
県

実質県民総支出に
同じ

(b) 基本勘定表

1. 県内総生産と総支出勘定 2. 県民所得分配勘定 3. 個人勘定 4. 財政勘定 5. 資本形成勘定 6. 県外勘定

遡及年度 県数											
30年度	3	30年度	3	30年度	3	30年度	3	30年度	2	30年度	2
35年度	10	35年度	14	35年度	16	35年度	9	35年度	8	35年度	8
38年度	2										
39年度	1										
40年度	24	40年度	26	40年度	24	40年度	26	40年度	28	40年度	28
44年度	3	未推計	0	未推計	0	44年度	1	44年度	1	44年度	1
45年度	1					未推計	4	未推計	4	未推計	4
未推計	2		46		46		46		46		46
	46										

40年度までは42
県 (91%)
35年度までは13
県 (28%)

40年度までは全
県 (100%)
35年度までは17
県 (37%)

40年度までは全
県 (100%)
35年度までは19
県 (41%)

40年度までは41
県 (89%)
35年度までは12
県 (26%)

40年度までは41
県 (89%)
35年度までは10
県 (22%)

40年度までは41
県 (89%)
35年度までは10
県 (22%)

つけるに至ったことは、特筆すべき事実として注目される。

② 遡及改訂推計実施の状況

各県においては、新標準方式への移行のために、当面まず最近の推計対象年次についての推計実施および結果公表に専念したが、それに引き続き、新標準方式による時系列統計整備のために、遡及改訂推計の作業に取り組むこととなる。

しかしながら、この遡及改訂推計の実施は、各県の事情の相違により、必ずしも県際間の歩調は一致せず、当面最小限度必要とされる二〜三年度の遡及改訂から始め、ついで区切りよく、昭和四十年年度まで、続いて昭和三十五年年度まで、さらに昭和三十年年度まで遡及しての改訂実施というように、段階別に作業が推進されて来たのが実情である。

これらの遡及改訂実施の作業面における困難や制約は、過去年次に遡るほど、基礎資料の不足不備や作業量の増大などの悪条件が倍加し、またそれに反比例して成果は薄れていくのが通例であるが、それらの問題を厭わず、各県においては、繰り返し遡及改訂推計作業を推進して来たのである。

現在各県がそれぞれの自主的作業により到達している遡及改訂推計実施の成果を全県についてとりまとめてみると、第

県民所得統計の発展と県民所得標準方式（終）（後藤）

2表に示されるとおりである。

この表から、各県の遡及改訂推計実施の状況を、推計対象の所得系列別、勘定別に、遡及年次と実施県数の面から、概括的にとりまとめて述べれば、以下のような状況にあることが示される。

(i) 全計算体系を対象とした遡及改訂推計実施の状況

主要系列表および基本勘定表のすべてを含む全計算体系を対象とした遡及改訂推計としては、すでに八〇%以上の県が昭和四十年年度にまで遡って実施している。さらに遡って、昭和三十五年年度までの遡及推計については、大雑把に言っても、二〇%足らずの県が、昭和三十年年度までの遡及推計となると、まだ二〜三県が実施しているに過ぎなく、全計算体系にわたる改訂推計の実施は、過去年次に遡るほど極わめて困難であることを示している。

なお、全計算体系にわたる推計となると、たんなる改訂推計という意味よりも、新標準方式による、いわば県民所得勘定についての新規推計という意味の方が大きくなっているわけである。

(ii) 主要系列表についての遡及改訂推計実施の状況

主要系列表のうち、県内純生産・県民所得の分配については、昭和四十年年度までは全県が、昭和三十五年年度までは、四割余にあたる二〇の県が遡及改訂推計を実施しており、新標準方式で新たに加えられた支出系列の、県民総支出・実質県民総支出・デフレーターについては、昭和四十年年度までで区切ると、約四〇〇県（約八七％）、昭和三十五年年度までで区切ると、約一二〜三県（約二七％）、昭和三十年年度までとなると、二〜三の県が推計の実施を行なうに至っている。なお、支出系列の推計は、改訂というより、全く新規の推計であるわけである。

（四）基本勘定表についての遡及推計実施の状況

既述のごとく、基本勘定表については、個人勘定表を除き、今次の新標準方式により初めて策定されたものであり、その遡及推計となると、各県の歩調はかなり不揃いで、先行している県と遅行している県との間に、かなりの懸隔がみられる。すなわち、第1勘定表から第6勘定表のすべてとなると、昭和四十年年度までに遡っては、四一〜四四県（全県の八九〜九六％）が推計を実施しているが、昭和三十五年年度までに遡ると、一〇県余（二〇％余）、さらに昭和三十年年度まで遡るとなる、僅かに二〜三県と、実施県数は著しく少なくなっている。し

かしながら、未実施のなかに数えられている県のなかでも、内部的に試算を重ねている県も多数あり、遠からず実施の公表をみる県も少くないと見込まれている。

③ 推計結果の精度

今次の新標準方式の策定においては、たんに概念篇だけに止まらず、新たに推計方法篇を設け、推計方法の標準化と推計結果の精度の向上を図ることとした経緯については、既述のとおりであるが、これによって、県民所得の推計方法は、各県各自に採用していた推計方法のなかから一般的に最も適切と認められる方法を基準とし、同時に国民所得の推計方法との関連も重視した方法に標準化されるに至ったので、新標準方式移行後の県民所得統計の推計結果の精度は、各県一律に画期的な向上をみたものと推定される。

いま、改訂県民所得統計の推計結果の精度検証の一般例として、県民所得主要系列各県推計額の全県合計額をとりあげ、それとは理論上一致すべき国民所得主要系列推計額と相互に比較した結果をみてみると、第3表に示されるように、最近年次については、二〜三％の開きに止まっており、その精度は相当に高くなったものと評価してよい。

第3表 国民所得と県民所得(全県合計額)の比較 (単位 10億円)

	昭和44年度			昭和45年度			昭和46年度		
	国民所得	県民所得	B-A	国民所得	県民所得	B-A	国民所得	県民所得	B-A
	A	B	A	A	B	A	A	B	A
国(県)内純生産	50,152.9	51,855.6	3.4	59,382.6	60,848.4	2.5	6,736.5	67,078.3	2.0
分配所得	49,976.3	50,206.6	0.5	59,233.0	59,502.0	0.5	65,642.4	66,260.5	0.9
個人所得	45,770.9	46,518.3	1.6	53,923.0	54,996.1	2.0	60,916.1	62,906.0	3.3

県民所得統計の発展と県民所得標準方式(終)(後藤)

しかしながら、このような合計額ないし総額の比較検討からだけでは、県別あるいは構成項目別の精度について、たんに評価するには不十分と言わざるを得ないが、その詳細な検討はここでは割愛するほかない。

なお、時系列比較の問題として、推計結果の誤差が連続年度において正・負の方向に示される場合には、対前年増加率の算出に大きな影響を与えるので、とくに留意を要するが、これらのことについての具体的検討も、ここでは割愛し、他の機会に譲るほかない。

しかし、それらの点の検討についての記述をここで差し控えるのは、もっぱら紙数の関係で

あり、具体的説明を欠くとしても、改訂推計の結果が精度のうえで画期的な向上をみたことは疑いのないところであるとを付記しておく。

④ 推計結果の公表時期

県民所得の年々の確定推計は通常過年度の実績について実施される。その推計完了ないし公表の時期については、新標準方式の目指すところでは、可能な限り早期化が望ましいということを考慮して、推計対象年度の翌年度末とされているが、新標準方式移行後まだ経験年数も浅く、推計業務を經常的に進めていくうえに、いまなお多くの困難や制約がとり残されているために、現在のところでは、所期の目標時期にまで到達している県は少ない。

これを最近年次の昭和四十六年度分についてみて、第4表(a)および(b)にみるように、まだ相当の遅れをみている県もあり、全県の足並みが揃うまでには至っていないのが実情である。

しかし、新標準方式移行のための改訂作業が、全県レベルからみても、ようやく一段落したとみられるので、今後においては、各県における年々の県民所得推計作業も経常的な軌

第4表(b) 県民所得統計の公表時期別県数

公表 時期	推計対象年度別・公表県数		
	44年度分 (46年度内公表)	45年度分 (47年度内公表)	46年度分 (48年度内公表)
1月	—	—	1
2月	3	4	3
3月	15	11	10
4月	3	4	5
5月	7	10	7
6月	4	7	5
7月	4	2	5
8月	3	4	1
9月	1	—	—
10月	1	1	3
11月	1	1	3
12月	1	—	—
	45年2月1 47年3月2	46年2月1 48年2月1	47年2月1 47年3月1 47年5月1
合計	46	46	46

第4表(a) 各県における県民所得統計公表時期

県名	県民所得統計公表時期 (年・月)		
	44年度分	45年度分	46年度分
北海道	46.3	47.3	48.3
北海	46.6	47.10	48.5
青森	46.3	47.3	48.3
岩手	47.3	48.2	48.11
宮城	46.7	47.4	48.7
秋田	46.12	47.7	48.10
山形	46.4	47.5	48.5
福島	45.2	46.2	47.2
茨城	46.3	47.3	48.3
栃木	46.2	47.2	48.2
群馬	47.3	47.3	48.3
埼玉	46.2	47.2	48.2
千葉	46.4	47.3	48.4
東京都	46.3	47.3	48.3
神奈川県	46.4	47.5	48.5
山梨県	46.3	47.3	48.4
長野県	46.8	47.8	48.11
長野	46.3	47.3	48.3
富山県	46.2	47.2	48.2
石川	46.5	47.5	48.7
岐阜	46.3	47.3	48.3
愛知	46.3	47.5	47.5
三重	46.3	47.5	48.3
福井	46.5	47.4	48.5
滋賀	46.3	47.3	48.3
京都	46.10	47.6	48.10
大阪	46.7	47.5	48.4
兵庫	46.3	47.2	48.1
奈良	46.3	47.6	48.4
和歌山	46.7	47.7	48.11
鳥取	46.3	47.3	48.3
島根	46.6	47.6	48.8
岡山	46.9	47.11	48.3
広島	46.5	47.8	48.7
山口	46.6	47.6	48.6
徳島	46.5	47.8	48.6
香川	46.8	47.8	48.6
愛媛	46.6	47.6	48.6
高松	46.3	47.6	48.7
福岡	46.3	47.5	48.5
佐賀	46.11	47.4	48.4
熊本	46.7	47.4	48.10
大分	46.5	47.5	48.7
宮崎	46.5	47.5	48.6
鹿児島	46.5	47.5	48.5

道に乗ることとなり、実績確定推計の公表時期の早期化が一
 斉に進められ、遠からず、新標準方式の示す目標時期に各県
 揃って到達するものとみられる。

すなわち、昭和四十七年度分実績推計についてみると、す
 でに昭和四十九年十月末までに、すべての県が推計結果の計
 数については何らかのかたちで公表するまでに漕ぎつけてい
 る実情にあり、続く昭和四十八年度分の推計作業においては、
 確定推計公表時期の一段の早期化が一斉に進められるものと
 みられる。

⑤ 速報(簡易)推計実施の状況
 前項に述べたように、標準方式に則って推計が行なわれる

第5表 各県における速報(簡易)推計実施の状況(48年末現在)

県名	(1) 推計の有無			(2) 推計方式			(3) 推計系列・勘定名
	有	検討中	無	積上方式	統計式	その他	
北海道	○					○	純生産・分配・個人所得
青森	○			○			純生産・分配・個人所得
岩手		○	○		○		純生産・分配・総支出
秋田	○		○	○	○		純生産・分配
山形		○			○		純生産・分配・総支出
福島		○			○		純生産・分配・総支出
茨城		○	○				純生産・分配・総支出
栃木			○				純生産・分配・総支出
群馬		○		○	○		純生産・分配・総支出
東京都	○	○		○	○		純生産・分配・総支出・実質総支出・デフレクター・総括勘定
千葉県	○			○			純生産・分配・個人勘定
神奈川県	○	○					全系列・全勘定
梨野	○				○		純生産・分配・総支出
長野	○					○	純生産・分配・総支出・総括勘定
静岡県	○				○		純生産・分配・総支出・総勘定
山形	○				○		純生産・分配・総支出・総勘定
富山	○				○		純生産・分配・総支出・総勘定
石川	○				○		純生産・分配・総支出・総勘定
岐阜	○	○			○		純生産・分配・総支出・総勘定
愛知	○	○			○		純生産・分配・総支出・総勘定
三重	○				○		純生産・分配・総支出・実質総支出・デフレクター
福井	○				○		純生産・分配
滋賀			○				純生産・分配・総支出
京都		○			○		純生産・分配・総支出
大阪		○					純生産・分配・総支出・全勘定
兵庫県		○			○		純生産・分配・総支出・全勘定
奈良		○			○		純生産・分配・総支出・全勘定
和歌山		○			○		純生産・分配・総支出・全勘定
鳥取	○				○		純生産・分配・総支出・全勘定
島根			○				純生産・分配
岡山			○			○	純生産・分配
広島		○					純生産・分配・総支出
山口		○			○		純生産・分配・総支出・全勘定
徳島	○	○			○		純生産・分配・総支出
香川		○			○		純生産・分配・総支出
愛媛		○			○		純生産・分配・総支出
高知		○			○		純生産・分配・総支出
福岡	○		○	○			純生産
佐賀	○				○		純生産・分配・総支出・全勘定
熊本	○				○		純生産・分配
大分	○				○		純生産
宮崎	○				○		純生産
鹿児島	○				○		純生産
県数計	20	13	13	8	18	3	

県民所得統計の発展と県民所得標準方式(終)(後藤)

一〇七(五五三)

県民所得の確定推計は、その推計完了ないし公表の時期がどうしてもかなりの遅れを余儀なくされるために、早期利用の要請に即応しかねることになる。そのため、多くの県では、推計の内容や方式を簡易化した速報推計をすでに早くから試みている。

しかし、この速報(簡易)推計の問題については、新標準方式を含めて、これまで標準方式の中でとりあげられるに至ってなく、各県それぞれの方式により独自に進められて来たものであるが、利用上の見地から、その向上発展に対する要望は最近ますます大きくなるばかりである。

新標準方式移行後は、各県とも当面遡及改訂作業に追われたこともあり、この速報(簡易)推計の実施は、各県を通覧してみても、必ずしもまだ、本格的軌道に乗り始めたとはみられないが、その状況を一覧表にとりまとめて示せば、第5表のとおりである。

この第5表の示すところを要約して述べると、つぎのような事情にある。

(i) 速報(簡易)推計の有無
速報(簡易)推計有無の点から県数を挙げてみると、つぎ

のとおりである。

実施の県……………二〇県(四四%)
検討中の県……………一三県(二八%)
未経験の県……………一三県(二八%)
(ii) 推計内容別実施状況

推計内容として、まず主要系列表別にみると、つぎに示すとおり、生産面・分配面の系列を対象としている県が多く、支出面の系列にまで及んでいる県は比較的に少ない。

県内純生産……………三〇県
県民所得の分配……………二八県
県民総支出……………一八県
実質県民総支出……………四県
デフレーター……………五県
(iii) 推計方式

これらの速報(簡易)推計の方式について分類してみると、つぎのとおりである。

統計方式……………八県
積み上げ方式……………一八県
その他の方式……………三県

(注) その他の方式には、統計方式・積み上げ方式の併用、過去年度の平均値あるいは前年度の計数の準用などの方式が含まれている。

つぎに、基本勘定表にまで及んで速報(簡易)推計を実施している県数を挙げると、つぎのとおりである。なお、基本勘定表の推計となると、新標準方式策定後初めての試みとして推進されているわけであるが、主要系列表の推計に比べ、多くの困難を抱えていることは、確定推計の場合よりもさらに甚だしいものがある。それにも拘らず、相当数の県が鋭意開発に邁進していることは注目に値いするといえよう。

県民総生産と総支出勘定……………	一一 県
県民所得分配勘定……………	九 県
財政勘定……………	七 県
資本形成勘定……………	七 県
県外勘定……………	七 県
2 新標準方式移行後に残された県民所得統計の諸課題	

県民所得統計の、新標準方式策定に伴なう大幅改訂実施の推移については、第五章から始まって、本章の前節に至るま

県民所得統計の発展と県民所得標準方式(終)(後藤)

で、かなり詳細に述べて来たが、顧りみると、新標準方式の策定に着手してから九年余、策定完了をみてから四年余を経た現在において、ようやく改訂作業の實質的な一段落をみたものと考えられ、ここに名実ともに新標準方式に移行することができたと言ってよい。

このように、改訂作業に相当長期の年月を要したことは、県民所得の推計ないし県民所得統計の作成が、理論面と實際面の両面にわたっていかに複雑かつ困難な問題を擁しているかを意味するとともに、今次の改訂がいかに画期的なものであったかを物語るものである。

しかしながら、この新標準方式による県民所得推計改訂の成果は、現在のところ、新標準方式へ移行という統計的整備の段階を一段落させるまでに漕ぎつけたというに過ぎず、今後、統計系列の本格的な分析ないし利用の面で、その成果を遺憾なく発現するためには、分析ないし利用目的の展開に即応した統計整備のよりいっそうの充実、より積極的な前進が今後においても止まるところなく要請されてくるのである。

そのような観点から、新標準方式移行後に、引き続き取り組んでいかなければならない課題は際限なく見出されるが、

当面中断を許されない基本的課題のいくつかを挙げ、前節に述べた県民所得統計整備発展の現到達点を裏面から再確認するとともに、今後さらに強化すべき改善の方向を卜するため参考とすることにしよう。

① 新標準方式（＝現行標準方式）の妥当性の検討

いわゆる新標準方式なるものは、現在においては、すでに名実ともに現行標準方式としての地位・役割をもつに至っている、ということについてはしばしば述べて来たとおりでありますが、それが果たして、所期の目的どおり、県民所得統計整備発展の現段階における諸要請に即応した妥当性を備えたものであったであろうか。同方式へ移行のための統計的整備の段階がようやく一段落した現在において、推計作業の実際的経験の面のみならず分析・利用の応用の面などから、あらためて再検討を加えてみることは、当面の基本的課題の最たるものであると考えられる。

ここで、新標準方式策定の基本的目標を顧りみると、それは、旧標準方式がその策定当時の状況でのミニマム・スタンダードであったのに対し、新標準方式策定当時の現況からみて、努力次第で将来到達可能と見込まれるマキシマム・スタ

ンダードを意図したものであり、その内容上の特徴としては、旧標準方式においては、生産・分配の2面の所得系列および個人所得系列などの主要系列表が並列的に取り扱われていたに過ぎなかったのに対し、新標準方式においては、県民所得の循環のメカニズムを全面的にとらえ、かつ有機的に関連づけるために、県民所得の生産・分配および支出の3面のすべてにわたる主要系列表を整備し、それらを基礎にして基本勘定表を仕組んでいくところの、いわば県民所得勘定として設定された、かなり高度の計算体系を意図したものであったことは、第五章において詳しく記述したところである。

このような基本目標の設定の過程では、一応賛成ながらも時期尚早ないし実施上の力量不足とする主張や諸々の反対意見、さらには、計算体系上の遊戯に過ぎないとする批判なども出され、そのため、勘定形式の導入の仕方についても、当初案よりかなり後退したところで結着したなどの諸事情もあったが、これについてもまた、既述したとおりである。

これに対し、推計実施の段階を経ると、前節に述べたように、一般の予想を上回り、全県にわたって、かなり早い時期に、新標準方式の目指す水準にまで接近した県民所得推

計の実績の普及をみるに至っているのである。

しかしながら、このような実績がたんに統計上の形式的整備にとどまるものか、あるいは分析・利用上の有用性について飛躍的な向上を示し得るものかどうか、これらの点についての本格的な評価は今後に残されているとみてよい。

そして、このような点についての評価と並行して、新標準方式が県民所得統計の整備発展の現段階に即応して、果たして妥当性をもったものであったか、さらには将来の整備発展の正しい方向に即応するものであるかどうか、新標準方式が推計作業上名実ともに現行標準方式として普及・実施されるに至った現在の新しい段階において、あらためて具体的なし実証的に再検討を加えてみることは、県民所得統計の実質的な充実発展にとって、直接的間接的に大きな貢献をなすものと考えられる。

② 精度の向上改善

県民所得統計がその有用性を充分發揮するためには、推計結果の精度の高いことが要請されることになる。もともと、県民所得の推計の面では、県民経済を一ブロックとする経済活動の把握の困難性に反比例するように、県単位で利用できる

基礎資料が不足ないし空白となつていゝるうゑに、近年においては、既存の資料までが年々縮減されるという傾向を余儀なくされているのであつて、基礎資料の整備拡充が、県民所得統計の精度の向上改善、ひいては有用性の向上改善を意図する場合、現実面での根本的課題として前面に押し出されて来ており、その解決こそ先決問題といつてよい。

これを逆に見ると、県段階における統計資料一般の体系的整備を考へる場合、むしろ県民所得の計算体系がもっとも総合的な基準として利用され得るのであつて、そのような意味からも県民所得推計に必要とされる基礎資料の整備拡充は、たんに県民所得の推計という問題に関して貢献するだけでなく、統計資料一般の整備拡充および利用度の向上につながる中核的な課題をなすものである。

③ 利用方法の開発と利用度の向上

県民所得統計の推計実施そのものは、既述のように、戦後の初期に始まる長い歴史をもつていゝるが、その利用面における実績は、実質的にみて著しく立ち遅れているのが実情である。今次の、新標準方式移行後の県民所得統計の整備発展に關連してとくに今後に期待されていゝる課題は、その利用方法

の開発と利用度の向上である。

もともと、県民所得の標準方式においては、推計結果の利用の面にまでは触れるに至ってなく、今次の新標準方式においてもまた、そこまで進むに至っていないが、新標準方式による画期的な大幅改訂が行なわれ、なかならず県民所得の循環のメカニズムの把握を意図したいいわゆる県民所得勘定としての計算体系が初めて導入され、それについての適及改訂推計の実施も一段落をみた現在、その成果を具体的に発現するために残された大きな課題の一つは、利用方法の開発と利用度の向上であるということは論をまたない。

旧標準方式当時の県民所得統計に比較し、新標準方式による現行県民所得統計は、推計系列・計算体系、さらに精度のうえで、格段の整備発展を遂げ、しかもそれを全県レベルで達成したことにより、県単独の分析・利用の面はもとより、県際比較や国民所得との比較のほか、広範囲にわたる分析・利用目的のための応用の面で、著しく利用条件を向上・改善したことは、あらためて言うまでもない。

各県当局・関係機関はもちろんのこと、あらゆる分野の利用者および研究者が、この新しい現行県民所得統計の利用条

件を充分に生かして、新しい視点に立ち、新しい手法を駆使しながら、利用方法の開発と利用度の向上に積極的に取り組むことが大きな期待をもって要望されているのである。

なお、利用方法の開発と利用度の向上のための新しい試みのなかから、現行県民所得統計ないし新標準方式（＝現行標準方式）についての問題指摘が逆に行なわれることにより、県民所得統計のよりいっそうの整備発展に寄与するであろうことは繰り返すまでもない。

④ 速報（簡易）推計の改善整備と予測推計の開発

県民所得統計の利用価値ないし利用度の向上のためには、推計の早期化が要請されるが、この問題をめぐる課題として、速報（簡易）推計の改善整備と予測推計の開発が挙げられる。

これらの推計の実施ないし研究は、数多くの県においては、すでに早くから、県当局の要請を受けて、自主的に、また試行錯誤的に推進されて来ているが、その最近の状況については、前節に概略を述べて置いた。

それらの状況からみると、新標準方式への移行を契機として、あらためて、県民所得推計の早期利用化を目指しての、速報（簡易）推計の改善整備、さらには、予測推計の開発が、

それぞれの県当局から要望され、県単独に創意工夫や研究を進めるか、県相互間に経験や意見を交換するなどして、努力を傾注していることが伺われる。

これらの推計に関しては、標準方式そのものは、新標準方式といえども、直接とりあげるに至っていないが、県民所得統計整備発展のための側面的課題として、速報（簡易）推計の改善整備や予測推計の開発は、今後ますます大きな意義をもつてくるであろう。

⑤ 長期時系列の本格的整備

これまで①から④にわたって述べて来た諸課題は、新標準方式移行の一段落をみたあとに直統する課題であるが、それらの課題検討の成果の積み重ねの中から、ここ数年のうちには、県民所得統計の長期時系列についての本格的整備が再び大きな課題として前面に押し出されて来るものと考えられる。そして、その時期は、恐らく昭和五十年代分を末端年次とする際に訪れ、時系列としては、多分昭和三十年年度までに遡る二一年度の長期時系列を一貫するところの本格的整備が要請されることになるものと思われる。

このような長期時系列についての本格的整備は、その時期

県民所得統計の発展と県民所得標準方式（終）（後藤）

に至って俄かに取り組むべきものでなく、前記のような諸課題の具体的検討の成果を集大成して識り込んでいく準備を進めていってこそ、目的を達成できるものである。

この一見遠いようで近い前途をもつ課題の成果が得られた際には、それは新標準方式（＝現行標準方式）を基準とする県民所得統計整備発展の段階を象徴する金字塔としての意義をもつものであり、この課題達成のための地道なスケジュールは、今から設定の準備を考慮し始めても、決して早過ぎるものではあるまい。

なお、このような課題は、全県尼並みを揃えて取り組んでこそ、十分な意義をもつものであることもまた、いうまでもない。

⑥ 市町村民所得統計の普及整備

新標準方式の策定による県民所得統計の、今次の画期的改訂は、それに先立って行なわれた国民所得統計の大幅改訂に基因をもつものであるが、県民所得統計の大幅改訂は、同様に、市町村民所得統計の大幅改訂に基因を与える。

市町村民所得の推計は、各県とも、県当局の指導のもとに、各市町村の自主的事業として行なわれ、すでに早くからかな

りの普及発展をみていることは、第六章で述べたとおりであるが、今次の県民所得統計の画期的改訂が一段落したのと並行して、県民所得の新標準方式を基準とした市町村民所得の新たな推計要領により、各県それぞれの事情のもとに、逐次市町村民所得統計の改訂ないし新規推計が推進されており、その普及発展は、県民所得統計の整備発展にも直屬的な関係をもつ大きな課題の一つをなすものとして、各市町村の前進的な取り組みと県当局の積極的な指導が要請されている。

⑦ 県民経済計算の開発

これまで度々述べて来たように、今次の県民所得の新標準方式の策定およびそれによる県民所得統計の画期的改訂の基因となり、また基準となったのは、さきに行なわれた国民所得統計の大幅改訂であったが、その国民所得統計の大幅改訂の目指した大きな目標の一つは、国民所得勘定を中核とする国民経済計算の統合化の推進であり、そしてその大目標のなかで、当面の達成目標とされたのは、国民所得勘定と産業連関表との統合であった。

この国民所得統計の大幅改訂の達成目標となったのは、一九五三年策定の旧国連標準方式(略称旧SNA)であったが、

その後、一九六八年抜本的改訂をみた新国連標準方式(略称新SNA)は国民経済計算の全面統合を目指す極めて画期的なものとなっている。目下、世界の各国では、新国連標準方式の採用を目指して、国民所得勘定の画期的な改訂を画策中であり、すでに部分的には新国連標準方式を採用するに至っている国もかなりの数に達しているが、わが国においては、さきに旧国連標準方式を基準目標として大幅改訂を加えた成果としての、現行国民所得統計について、新国連標準方式の採用を意図した、さらに画期的な大幅改訂を再度加えるべく、前回の大幅改訂の一段落を待つ間もなく、国民所得部が事務局にあたり、目下国民経済計算研究会やその規模・機能を本格化した国民経済計算調査会議を設置し、昭和五十二年度実施を目指し、鋭意研究や試算を進めているところである。

これまでの県民所得統計の整備発展の過程を顧りみると、国民所得統計の整備発展のあとを一一二段階の遅れをもって追隨して来ているように考えられるが、新標準方式の策定によって、曲りなりにも県民所得勘定的方式をとり入れたあとに控える前進目標として、かりに国民所得統計の場合に準じて考えるならば、県民経済計算の整備統合という、これまで

にない巨大な課題が前途に望見されることとなる。

しかしながら、この県民経済計算の整備統合という問題となると、県民所得勘定の場合にもはるかに増して、国民経済を対象とした経済計算体系の考え方や方式を県民経済を対象とする場合に準用して然るべきかということについて、基本的な論議を尽くすことが、理論面からも、実際面からも、強く要請されることであろう。

しかしまた、この県民経済計算の発展方向に即した、県民所得勘定以外の関連計算体系の発展の実績としては、第六章においても記述したごとく、すでに早くから、多くの県において、産業連関表の作成の実施ないし企画が行なわれており、さらに一部の県においては、資金循環勘定の試算の実施さえもみられており、県民経済計算を構成する諸勘定の一部分については、すでに顕著な実績を示していることも見逃すことのできない事実である。

いづれにせよ、県民経済計算の整備統合という問題にどのような取り組みべきかということについては、いまずぐに定見を求める時期に至っていないが、新標準方式移行後の県民所得統計ないし県民所得勘定の整備発展のつぎの段階に登場

県民所得統計の発展と県民所得標準方式(終)(後藤)

して来ている、これまでになく次元の高い課題として、県民経済計算の整備統合の問題を見逃すわけにはいかない。これについては、国民経済計算の整備統合化の推移を参考として見守りながら、県民経済段階における独自の立場や特殊事情を忘却することなく、また、理論と実際の遊離を招くことのないように、慎重な論議と研究を今から積み重ねていかなければならない問題であることに間違いない。

⑧ 県民福祉指標ないし社会福祉指標開発

ここ数年来、国民所得概念や国民所得統計の意義や有用性について、矛盾ないし限界を主張する論議が俄かに抬頭して来た反面において、国民福祉概念や国民福祉指標の開発が国際レベルにおいて要請され、わが国においても、その研究や試算が精力的に推進されていることは周知のとおりであるが、県レベルにおいても、県民所得概念や県民所得統計に対応するものとして、県民福祉概念や県民福祉指標ないし社会福祉概念や社会福祉指標の開発が、すでにいち早く、数多くの県によってとりあげられている。

この問題は、それ自体独自の意義をもつものであることは勿論であるが、国民所得・県民所得のいかんを問わず、い

ゆるる所得概念や所得統計の整備発展が新しい展開を遂げるための側面課題としてもとらえていかなければならない意義をもったものとして、今後における国民所得統計・県民所得統計の整備発展と密接な関連をもつものである。

なお、この県民福祉指標さらには市町村民福祉指標について、県や市町村における独自の開発が推進される傾向が急速

に進展して来たのは、地方自治体における行政上の要請を基因とするとともに、それに即応して、コンピューターの利用の普及という技術的要因が大きく寄与していることも注目される。

ここで参考までに、県および市において、すでに社会福祉指標の作成もしくはそれに関連する調査の行なわれた状況の

第6表 地方自治体における社会福祉指標作成状況
(昭和48年調)

作成県市名	作成年度	社会福祉指標の名称
北海道	47	生活指標
青森	42	社会生活指標（民度指標）
岩手	47	総合生活水準指標
宮城	47	くらしやすさの指標
山形	47	福祉水準指標
福島	42	生活指標
新潟	47	総合生活指標
茨城	46	生活水準指標
栃木	47	生活指標
群馬	47	生活指標
東京	47	福祉指標
神奈川	44	(生活環境に関する調査)
山梨	47	総合地域指標
静岡	46	(総合開発計画)
富山	45	(生活関連表)
岐阜	45	生活指標
三重	46	生活指標（市町村別）
福井	47	総合生活指標
滋賀	43, 47	生活指標(3), 社会福祉指標(4)
大阪	47	生活福祉指標
兵庫	42, 45	生活指標
和歌山	43	生活関連指標
鳥根	45	福祉水準指標
山口	47	生活水準指標（県および市町村）
香川	47	地域生活指標
愛媛	45	生活水準指標
高知	47	生活水準指標
宮崎	43	生活環境指標
(合計28県)		
川崎市	47	(各種指標による大都市の統計的分析)
名古屋市	46, 48	地域別生活環境水準
京都市	45	望まれる市民生活像実現への指標
東大阪市	46	類似都市の比較
広島市	44	(総合開発基本計画)
(合計5市)		

(注) 社会開発統計研究所調べにより作成

概略を一覽的に示せば、第6表のとおりである。なお、同表に掲げられているほか、昨年現在で作成中であった県市として、埼玉・千葉・石川・愛知・京都・鳥取・広島・徳島・鹿児島および沖繩の一〇県、大阪市の一市が挙げられる。

なおまた、地方自治団体のほか、銀行その他の諸機関においても、この種の社会福祉指標の研究開発が進められていることも注目に値いするものである。

以上、8項目にわたり、新標準方式移行後の現行県民所得統計の、今後におけるよりいっそうの整備発展のために残された、基本的な諸課題をとりあげて示した。

しかしながら、それらの諸課題を通覧してみると、全くの新規の課題と目されるものは別になく、すべては、全県もしくは多数の県により、従来から自主的な取り組みが実際に進められているか、もしくは企画されているものばかりで、たんに理想だけを目指した迂遠な課題というものではない。

このことは、県民所得概念ないし県民所得統計の普及発展が、戦後初期の頃に始まるかなり長い歴史を有しながらも、国民所得概念ないし国民所得統計のあとを追って、絶えず新しい展開を続けていること、また、その過程で、つきつきと

新しい課題に取り組みながら、整備発展の実績を積み重ねてきた道が将来に向ってもまた果てることなく敷かれていることを示すものであらう。

本研究ノートの当初に述べたごとく、県民所得統計のごとき、いわば国内地域別所得統計の普及発展は、世界各国に比類をみないものであるが、今後においても、諸々の課題の克服にあたって、理論と実際の交渉の面に現実的な解決方法を求めながら、わが国の県民所得統計は、将来におけるよりいっそうの普及発展を目指し、着実に前進していくことが期待されているのである。

八 結 言

本研究ノートとりまとめの主旨は、序言に述べておいたように、県民所得統計の発展と県民所得標準方式策定の経緯との関連について、もっぱら統計作成の実際に主眼をおいた記録的とりまとめを行ない、それによって、今後における県民所得統計の発展方向に関する、筆者自身の学問的研究の準備資料とするとともに、この種の問題に新しい関心を寄せられる一般の研究者の方々に対し、一つの記録資料を提供する

ことを意図したものであった。

したがって、県民所得概念や県民所得統計に関する諸問題について、理論面からする批判的論述を加えるなどのことは、もともとこの研究ノートとりまとめの段階では特に意図されず、むしろそれは、今後の本格的研究のために残された課題をなすものである。

それにしても、本研究ノートとりまとめのあとをふり返ってみると、長期にわたる事実経過の経緯を十分に整理しきれず、冗述や重複記録に流れたこと、また、執筆経過の思いがけない遷延のために、とりまとめ完了の時宜を失ない、やや中途半端な段階で打ち切る段取りとなったことなどが、筆者自身の反省として指摘されざるを得ない。

このような懸念をあとに残したとしても、県民所得統計というような、国民所得統計にも増して、理論面と実際の交渉点からの検討や分析を絶対に必要とする研究課題に対し、一般に不足勝ちとされている、実際面についての記録資料として、本研究ノートがいささかでも貢献するところがあれば幸いである。

なお、最後に参考までに付言すべきこととして、国連提示

の新SNAで国内地域勘定の設定の研究開発が提唱されていることは、わが国の場合、県民所得統計や市町村民所得統計などの、いわば地域別国民所得統計の将来の整備発展の方向に大きな示唆を与えるものとして注目すべきものである。